



SKYUS KIZUNA CAMP 2026 参加条件 (Terms & Conditions)

第1条 参加条件

1. 申込者はSKYUS Co., Ltd. (以下「当社」といいます。)が実施するKizuna Camp/キズナキャンプ及びこれに付随する各種サービス(以下「留学プログラム」といいます。)の参加条件(以下「本参加条件」といいます。)に承諾の上、申込みます。契約を締結する際には本参加条件が適用されます。
2. 申込は、次の資料(以下総称して「必須資料」といいます。)を最新版(版番号表示)で確認し、同意したことを前提とします。
①本参加条件、②当社免責同意書(Waiver Liability Release)、③公式募集要項(Web/PDF)。なお、未成年の参加には親権者の同意を要します。
3. 本参加条件は、本留学プログラムの募集・申込・手配・運営・安全管理・緊急時対応・精算及び個人情報の取扱い(国外移転を含む)に関し、当社と申込者との権利義務を定めます。
4. 本留学プログラムの契約成立時期、既読・理解の確認方法その他の詳細は第2条に定めます。
5. (優先順位) 必須資料間に矛盾・抵触がある場合は、①Waiver Liability Release(英語原本)、②公式募集要項(Web/PDF)、③本参加条件の順に優先して適用されます。
6. (言語) 本参加条件は日本語で作成されています。Waiver Liability Release その他英語で作成された必須資料が存在する場合、当該英語文書が当事者の合意内容を構成し、本参加条件との間に矛盾があるときは英語文書が優先します。申込者は、英語文書を理解できる言語で読み、又は必要な翻訳を受けたうえで同意するものとします。

第2条 契約の成立

1. 申込者(未成年の場合は親権者を含む。以下同じ。)が当社所定のオンライン申込手続を完了し、必須資料(本参加条件、免責同意書、参加誓約書、募集要項等)を最新版(版番号表示)で確認のうえ同意した時点では、本契約は成立せず、当該申込みは仮申込みとして取り扱われます。
2. 本契約は、プログラムの催行が確定した後、当社が案内する参加費用の支払が完了し、当社が申込受領及び承諾を、電子メール、LINEその他当社が指定する方法により通知した時点で成立するものとします。
3. 当社は、前項の承諾通知において、申込時点の必須資料の版番号(例:v2026-kizuna)を明示します。
4. 定員超過、参加基準不適合その他の事由により当社が承諾しない場合、当該申込みは不成立とし、申込者に対して費用の請求は行いません。
5. 申込者は必須資料ごとに個別の同意チェックを行うものとし、当社は同意日時、IPアドレス、版番号等の記録を適切に保存します。

第3条 留学プログラムの範囲

本留学プログラムにおいて当社が提供する役務は、以下に明記するものに限られます。募集要項その他の資料に明示のない事項は、本プログラムに含まれません。

1. キズナキャンプへの参加手続

当社は、申込者がキズナキャンプに参加できるよう必要な手続を行います。これには以下を含みます。

- ・キャンプ内で実施されるプロジェクト学習及び各種アクティビティへの参加手続
- ・カリフォルニア大学サンディエゴ校内学生寮及びロサンゼルスホテルの滞在手続
- ・カフェテリア等での食事手配

教育的効果を損なわない合理的範囲において、授業内容、活動内容、宿泊施設等を変更又は代替する場合があります。現地での具体的な運営は、受入機関の規則及び現地法令に従って実施されます。

2. 引率及び渡航中のサポート

本留学プログラムにおいて、当社は引率者を配置し、参加者の集合から現地到着後の所定の行程終了までの間、引率および必要なサポートを行います。ただし、参加者が引率者と異なる航空便を利用する場合には、当該便の搭乗手続開始から到着空港での合流までの間は、引率及びサポートの対象外とします。緊急時には、日本人スタッフが電話により対応します。当社は、教育活動として通常求められる安全配慮義務を尽くしますが、不可抗力、第三者の行為その他当社の責めに帰さない事由による損害については、第11条(免責事項)および第12条(契約解除の際のキャンセル料)等の定めに従います。

3. 航空券手配手続の取次ぎ

申込者が希望する場合、当社は日本国内出発空港からサンディエゴ又はロサンゼルス国際空港までの航空券手配について、当社指定の旅行代理店へ取次ぎを行います。

- ・取次手数料は無料とします。
 - ・原則として航空券手配取次のみを単独で依頼することはできません。
 - ・発券後の変更・取消しには、旅行代理店又は航空会社所定の手数料が発生します。
- 当社は取次者であり、運送契約の当事者ではありません。適用条件は各旅行代理店・航空会社の約款が優先します。遅延・欠航・スケジュール変更等についても、当社の責めに帰すべき事由がない限り責任を負いません。

4. 海外旅行者保険加入手続の取次ぎ

当社は、海外旅行者保険加入手続について、当社指定の保険代理店へ取次ぎを行います。

- ・取次手数料は無料とします。
- ・保険料は別途申込者負担とします。
- ・加入は本プログラム参加の必須条件とします。

当社は取次者であり、保険契約の当事者ではありません。適用条件は各保険会社の約款が優先します。加入条件の詳細は別条(参加条件等)の定めに従います。

5. オリエンテーション

当社は、留学プログラム参加に必要な情報提供及び生活上の注意事項等についてオリエンテーションを実施します。原則としてオリエンテーションの実施は動画配信で行いますが、当社が対面で実施する場合、会場までの交通費は申込者の負担とします。なお、募集要項、説明会資料、説明会動画の内容は本留学プログラムの重要事項とし、申込者は事前にこれを確認した上で申込みを行うものとします。

6. 本条に記載のない費用の取扱いについては、募集要項の定めに従います。

第4条 申込お断り事由

1. 当社では、次の各号に該当するおそれがあると判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

- ①募集要項の対象学年・要件を満たさない場合
- ②必須資料(本参加条件・免責同意書・参加誓約書・公式募集要項(Web/PDF)・説明会動画)を最新版で確認・同意していない場合(第1条第2項参照)

- ③ 海外旅行保険への加入がない、又は加入見込みがない場合
- ④ 健康状態・医療上の理由・行動上の事由により、合理的配慮を講じても本留学プログラムの安全な実施が困難と当社が判断した場合（医師所見の提出を求むることがあります）
- ⑤ 申込書類に虚偽の記載がある場合、不備を是正しない場合、又は提出期限を経過しても提出がない場合
- ⑥ 反社会的勢力に該当し、又はその関係者であると判明した場合
- ⑦ 期日までに参加費用の支払がない、又は決済不能が継続する場合
- ⑧ 定員超過、最少催行未達、又は受入機関の事情により受入ができない場合
- ⑨ 過去の参加における重大な規律違反・迷惑行為が判明した場合
- ⑩ 渡航・入国規制、治安悪化、感染症の蔓延その他（第9条）により本留学プログラムの実施が著しく困難となる場合
- ⑪ 前各号に準ずる合理的な事由がある場合（例：航空・宿泊の確保不能、重大な家族緊急事態等）

2. 不承諾時の取扱い

- ① 当社は、電子メール、LINEその他当社が指定する方法により、不承諾の旨を通知します。
- ② 申込は不成立となり、当社が既に金銭を受領している場合は、申込金を含め当該受領金額を返金します。
- ③ ただし、第1項⑤（虚偽申告）、⑥（反社会的勢力該当）、又は⑦（期限不履行）に起因して不承諾となった場合は、既発生実費（手配料・各機関の取消料・為替差損等）を控除、又は返金しないことがあります。

3. 非差別の原則

当社は、人種、国籍、宗教、性別等を理由とする差別的取扱いを行いません。ただし、第1項④に定めるとおり、安全確保が合理的配慮を尽くしても困難と判断される場合はこの限りではありません。

4. 待機の取扱い

定員超過の場合は、ウェイティングリストへの登録を案内することがあります（キャンセル発生時に繰上げ可）。

第5条 参加条件

1. 参加者は、募集要項に定める学年・健康状態・行動規範の遵守等の条件を満たすものとします。
2. 海外旅行保険（治療・救援者費用・賠償責任・携行品等を含む）への加入は必須とします。当社は加入確認のため書類の提出を求むることがあります。
3. 健康状態・既往歴・アレルギー・服薬等は真実かつ最新の内容を申告し、変更が生じた場合は直ちに届け出るものとします。

第6条 参加費用

1. プログラム登録費用と滞在手配費用

本参加条件及びプログラム内容に合意のうえ、当社が申込者の参加を承諾し、プログラムの催行確定及び参加確定の通知を行った後、当社の案内に基づき支払うものとします。本費用は、プログラム登録、受入機関との調整、滞在先の手配等、参加確定後に必要となる各種手続に充当されるものであり、当社が参加確定の通知を行った後はいかなる理由があっても返金されません。

2. プログラム費用

別途書面又は当社ウェブサイト等にて案内する各プログラム費用は、当社が指定する期日までに、当社指定の口座への振込み、又はクレジットカード決済により支払うものとします。当該費用は消費税の課税対象外とし、返金が生じる場合の送金手数料及び為替手数料は申込者の負担とします。

3. その他の諸費用

以下の費用は、前各項に定める参加費用に含まれません。申込者の希望や必要に応じて、別途当社、あるいは当社の指定する旅行代理店、損害保険代理店に支払うものとします。

- ① 海外旅行者保険料（当社指定の損害保険代理店）
- ② 航空券代金、燃油特別付加運賃、空港使用料等（当社指定の旅行代理店）
- ③ 航空会社、保険会社その他の外部事業者のサービスについては、各事業者の約款が優先され、当社は手配の取次を行うにとどまり、当該契約の当事者とはなりません。（第3条第3項・4項参照）

第7条 契約の解除

1. 申込者が、契約締結後、自己の都合により留学手続を取り止める場合、申込者は本参加条件第12条に定めるキャンセル料を支払、書面により、本契約を解除することができます。返金がある場合の送金手数料は申込者の負担とします。

2. 本契約解除の際の下記費用は申込者の負担となります。

- ① 海外旅行保険の取消しに関して：当社の指定する保険代理店の規定による取消し手数料
- ② 航空券の取消しに関して：当社の指定する旅行代理店、あるいは航空会社の規定による取消し手数料

第8条 参加費用等の支払等

第5条（参加条件）及び第6条記載の参加費用並びに付随サービスの費用は、当社又は当社の指定する旅行代理店・損害保険代理店の定める方法に従い、期日までに支払うものとします。為替変動その他により差額が生じた場合は、指定の方法により当該差額を支払うものとします。期日までに支払がない場合、当社は申込を取消すことができ、この場合の取消料は第12条に従います。

第9条 手続の保留、中止

指定された期日までに指定された書類が未着、あるいは費用が入金されない場合など、当社の責によらない事由により各種手続の代行・取次ぎができない場合、手続を保留又は中止します。この場合、保留又は中止の旨は、登録された電子メールアドレス宛の通知をもって行い、必要に応じてLINEその他当社が指定する方法により連絡します。

手続の保留・中止により発生した、当社に対する手数料やキャンセル料、また航空券の変更・取消しにかかる変更手数料・取消手数料等の費用及び損失は申込者の負担とします。なお、申込者が遅滞を解消したときは、可能な範囲で手続を再開しますが、座席・宿泊等の確保不能や料金変動の結果生じる差額・追加費用は申込者が負担します。

また、保留・中止が継続し本留学プログラムの実施に重大な支障が生じる場合、当社は第10条（当社からの解除）に基づき本契約を解除できるものとします。

第10条 当社からの解除

1. 申込者が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、本参加条件に基づく本留学プログラム契約の全部又は一部を解除することができます。

- ① 指定期日までに、手続に必要な書類が送付されない場合
- ② 指定期日までに、第6条及び第7条に定める必要な費用の支払がされない場合
- ③ 申込書を含む手続関係書類に虚偽又は重大な遺漏が認められた場合
- ④ 申込者が所在不明、又は2週間以上連絡不能となった場合
- ⑤ その他、当社が解約するにやむを得ないとする正当な事由があると認めた場合

2. 前項に基づき解除した場合、既に当社又は当社の指定する旅行代理店・損害保険代理店に納入済みの費用は、法令上返金が義務付けられる場合を除き返金しません。また、当該解除に伴い発生した既発生実費（手配料、各機関の取消料、為替差損等）は申込者の負担とします。

第11条 免責事項

1. (Waiver Liability Release の優先) 本留学プログラムに関連して生じる傷病・事故・損害等に関する当社の免責、第三者提供者に関する取扱い、補償 (Indemnification)、医療同意、肖像等の利用、参加規則違反時の措置その他の重要事項は、Waiver Liability Release の定めが優先して適用されます。本条はWaiver Liability Release を補完するものであり、Waiver Liability Release と矛盾する解釈はしません。
2. 当社は、次に掲げる当社の合理的支配を超える事由又は申込者の事情により、申込者が本留学プログラムに参加できない、入国できない、又は出発日時が変更となる等の事情が生じた場合、当社の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
 - ① 申込者の事情、又は各都道府県旅券申請窓口、アメリカ大使館・領事館の事情によりパスポート又はビザを取得できない場合
 - ② 申込者の事情でパスポート・ビザの発給を拒否された場合、又は入国を拒否された場合
 - ③ 大使館・諸官庁の事情によりビザ取得に時間を要し、出発時期が変更となった場合
 - ④ 天災地変、感染症の蔓延、政府の渡航・入国規制、戦争、ストライキ、陸海空における不慮の災難、停電・通信障害、治安悪化、受入機関の事情、運送機関の重大な運行変更・停止その他の不可抗力による場合
3. 申込者は、自己の責任においてアメリカ合衆国及びカリフォルニア州の法令・公序良俗及び当社が定める規則等を理解し遵守するものとします。これに違反したことにより生じた損害について、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、一切責任を負いません。
4. 当社はカリフォルニア大学サンディエゴ校等から寄せられた最新資料に基づき本留学プログラムを提供しますが、受入機関の事情により、受入条件・内容・滞在先・費用その他の変更が行われる場合があります。第三者 (受入機関・運送・保険等) の約款・運用に起因する事項については、当該約款等が優先されるものとし、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き、その責を負いません。
5. 当社の責に帰さない事由 (不可抗力等〔第2項④〕) を含みます。) により、本留学プログラムの全部又は一部が変更又は中止となった場合、当社は、未提供分に相当する金額を上限として返金します。ただし、既に発生している実費 (手配料・各機関の取消料・為替差損等) は控除します。

第12条 契約解除の際のキャンセル料

1. 申込者が本参加条件第7条に基づき契約を解除した場合、キャンセル料は以下のとおりとします。
 2. プログラム登録費用及び滞在手配費
- 第6条第1項に基づき、当社が催行確定及び参加確定の通知を行い、当該費用の支払が完了した後は、いかなる理由があっても返金されません。
3. プログラム費用：プログラム開始日の前日から起算して、以下の区分に応じたキャンセル料を申し受けます。
 - ・ 40日目～31日目まで：プログラム費用の10%
 - ・ 30日目～15日目まで：プログラム費用の50%
 - ・ 14日目～前々日まで：プログラム費用の70%
 - ・ 開始日前日以降：プログラム費用の100%
 4. 空港送迎費用
空港送迎費用は、申込時に選択した送迎内容に応じ、当社が別途案内する金額とします。キャンセル料は、プログラム開始日の前日から起算して、以下のとおりとします。
 - ・ 14日目から前々日までの取消し：空港送迎費用の50%
 - ・ 開始日前日以降の取消し：空港送迎費用の100%費用を既に支払済みの場合は、上記キャンセル料を差し引いた残額を返金します。
 5. 共通事項
 - ① 航空券、海外旅行保険等、その他外部事業者が提供するサービスについては各事業者の約款・規定に基づき、別途取消料等が発生します。
 - ② 返金が生じる場合は米国ドル建てで行い、送金手数料及び為替手数料は申込者の負担とします。為替変動による差損について当社は責任を負いません。
 - ③ 取消しの意思表示は、電子メール、LINEその他当社が指定する方法により受信した時刻 (日本時間) を基準とします。
 - ④ 不可抗力による変更・中止時の取扱いは第11条の定めによります。

第13条 参加条件の変更

本参加条件は、事情により予告なく変更されることがあります。変更後の参加条件は当社ウェブサイトに最新版 (版番号付き) を掲示し、その掲示日以降に締結される契約に適用します (既に成立した契約には原則適用しません。法令改正その他やむを得ない事由がある場合を除きます。)

第14条 個人情報保護

- 当社は、個人情報の重要性を十分に認識し、適切に保護及び管理するため、以下の方針に基づき適法かつ適正に取扱います。
1. 個人情報は適法かつ適正な方法で取得します。
 2. 個人情報は利用目的 (募集、申込管理、手配、運営、安全管理、緊急対応、精算、問い合わせ対応、広報 (任意同意時)) の達成に必要な範囲で適切に取扱います。
 3. 第三者提供・国外移転：目的達成に必要な範囲で、カリフォルニア大学サンディエゴ校及び委託先 (航空・保険・決済・クラウド等) へ個人データを提供・国外移転します。移転先の保護体制の概要は当社ウェブサイトに掲示し、申込者はこれに同意のうえ申込みます。
 4. 個人情報の管理にあたっては、本人が適切に関与し得るよう配慮し、可能な限り正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
 5. 個人情報保護に関する法令及び社内規程を遵守し、継続的に見直しを行います。
 6. 相談・苦情等の窓口を設け、適切に対応します。
 7. 保存期間：法令・会計基準に基づく保存期間経過後、滞りなく削除又は匿名化します。
 8. 開示・訂正・利用停止等の請求窓口は、プライバシーポリシーに定めます。

第15条 管轄裁判所

本参加条件、Waiver Liability Release 及び本留学プログラムに関して当事者間に生じる一切の紛争 (請求原因のいかんを問わない) については、カリフォルニア州の管轄裁判所を第一番の専属的合意管轄裁判所とします。紛争の前に、当事者は誠実に協議します。

第16条 準拠法

本参加条件、Waiver Liability Release 及び本留学プログラムに関する契約は、カリフォルニア州法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第17条 発行期日

本参加条件の内容は、2026年2月1日以降に申込まれる本留学プログラムの申込契約に適用します。改訂時は版番号 (例:v2026-kizuna) を併記し、最新版を当社ウェブサイトに掲示します。